

茂原市マスコットキャラクター「モバリん」デザイン等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茂原市マスコットキャラクター「モバリん」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 「モバリん」のデザインは、別図のとおりとする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デザイン等 次に掲げるものをいう。

ア 前条に定めるデザインのイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの

イ 「モバリん」の名称（称呼が同一のものを含む。）

(2) 物品 商品、景品又はこれらに準ずるものをいう。

(3) デザイン等の使用 次に掲げる行為をいう。

ア デザイン等が付された物品（物品の形状そのものをデザイン等としたものを含む。以下同じ。）を生産又は譲渡する行為

イ デザイン等が付された物品を用いてサービスを提供する行為

ウ 物品又はサービスの宣伝広告を目的として、デザイン等が付されたものを展示する行為

(デザイン等使用料)

第4条 収益を上げることが目的としない事業のデザイン等の使用については、無償とする。

2 収益を上げることが目的とする事業のデザイン等の使用については有償とし、使用料は次の各号に掲げるところによる。

(1) 物品の販売を目的とするもの 販売価格（消費税賦課前）×0.03×製造個数

(2) 販売以外の方法により物品を譲渡することを目的とするもの 製造価格×0.03×製造個数

(3) サービスの提供を目的とするもの サービス提供価格（消費税賦課前）×0.03×提供回数

(4) 前3号以外のもの 使用者と協議の上決定した額

(無償使用の申請)

第5条 前条第1項の規定によりデザイン等は無償で使用しようとする者は、「モバリん」デザイン等無償使用申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて市長に申請し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協議をもって申請に代えることができる。

(1) 市、茂原商工会議所又は茂原市観光協会が広報又はそれに準ずる目的で使用する
とき。

(2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(有償使用の申請)

第6条 第4条第2項の規定によりデザイン等を有償で使用しようとする者は、「モバリん」デザイン等有償使用申請書(別記第2号様式)に必要な書類を添えて市長に申請し、承認を得なければならない。

(使用の承認)

第7条 市長は、前2条の規定による申請があった場合においては、申請の内容が次の各号に該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認する。

(1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4) 「モバリん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(5) 前2条の規定により提出した書類に虚偽があるとき又はそのおそれのあるとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、デザイン等の使用を承認する場合は、「モバリん」デザイン等使用承認通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、デザイン等の使用を承認しない場合は、「モバリん」デザイン等使用否認通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、デザイン等の使用料を免

除することができる。

(1) 自治会、社会福祉法人等の団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用する場合

(2) その他市長が適当と認める場合

2 デザイン等の使用料の免除を受けようとする者は、「モバリん」デザイン等使用料免除申請書（別記第5号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の免除申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、「モバリん」デザイン等使用料免除承認通知書（別記第6号様式）又は「モバリん」デザイン等使用料免除否認通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（デザイン等の使用期間）

第9条 デザイン等の使用期間は、第5条及び第6条の使用申請書に記載のとおりとする。ただし、第7条の規定により承認した日の属する年度の末日を限度とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、使用期間を修正することができる。この場合において、修正した使用期間を第7条第2項の承認通知書に記載して通知するものとする。

3 使用期間の満了後に引き続きデザイン等を使用することを希望するときは、第5条又は第6条の規定により申請し、再度承認を得なければならない。

4 デザイン等の使用者は、使用期間の満了後においては、デザイン等の使用をしてはならない。ただし、使用期間の満了までに既に製造が完了していた商品、景品又は商品に準ずるものを譲渡する行為については、使用期間の満了後も第12条の規定を遵守する限りにおいてこの限りでない。

（承認内容の変更申請）

第10条 デザイン等の使用者が、承認を受けたデザイン等の使用内容を変更する場合は、「モバリん」デザイン等使用内容変更申請書（別記第8号様式）により市長に申請し、承認を得なければならない。

2 第12条第1項第1号の規定によりデザイン等使用料を申請時点で算定することとしたものを、使用期間を超えて使用する場合は、前項の規定により市長に変更申請し、承認を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定による変更申請を承認するときは「モバリん」デザイン等使用内容変更承認通知書（別記第9号様式）により、承認しないときは「モバリん」デザイン等使用内容変更否認通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の変更申請について準用する。

(使用の禁止及び承認の取消し)

第11条 市長は、デザイン等の使用方法が、この告示及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該デザイン等の使用を禁止し、かつ、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、2週間の期間を設け、当該違反の是正又は意見を述べる機会を与えることができる。

2 市長は、デザイン等の使用の禁止及び承認の取消しを行う場合は、「モバリん」デザイン等使用禁止・使用承認取消通知書（別記第11号様式）によりデザイン等の使用者に通知するものとする。

3 前2項の規定により、デザイン等の使用を禁止し、かつ、使用の承認を取り消された者は、いかなる場合においてもデザイン等の使用をしてはならない。

4 デザイン等の使用の禁止及び承認の取消しにより、デザイン等の使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第12条 デザイン等の使用料は、次に掲げる各号の区分に応じ、当該各号の定める時期に算定する。

(1) 申請時に総量が確定するもの 申請時点

(2) 申請時に総量を確定するのが困難なもの 市長が定める期間の満了時点

2 デザイン等の使用者は、デザイン等の使用料の算定後に市長が発行する納入通知書により、当該納入通知書の発行日から15日以内に使用料を支払うものとする。

3 前項の規定により納入されたデザイン等の使用料は、第11条の規定によりデザイン等の使用の承認が取り消された場合でも返還を要しない。

4 第1項第2号の規定によりデザイン等の使用料を算定した場合は、「モバリん」デザイン等使用料実績報告書（別記第12号様式）により、第7条第2項の承認通知書に記載されたデザイン等使用料算定期間ごとに、デザイン等の使用料の額を市長に報告するものとする。

(使用上の遵守事項)

第13条 デザイン等の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた内容について使用し、承認を受けていない内容については使用しないこと。

- (2) 承認を受けた使用权はこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められたデザイン及び色を正しく使用すること。
- (4) 物品で商標登録の出願を行わないこと。
- (5) 物品には「茂原市マスコットキャラクター モバリん」と標記すること。
- (6) 物品には承認番号を付すること。ただし、承認番号を付することが困難なものとして市長が認めた場合はこの限りでない。
- (7) 第7条第3項の規定により条件を付された場合は、当該条件に従うこと。
- (8) 承認に係る物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、当該完成品の写真をもって変えることができる。

(損害賠償等)

第14条 デザイン等を使用する者が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、市長は、その賠償を請求することができる。

2 デザイン等の使用者が、当該デザイン等の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合においても、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に茂原七夕まつり実行委員会がデザイン等の使用を承認した者は、この告示の相当規定により承認されたものとみなす。